

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市地域委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が委任する事務)

第2条 市長は、北杜市地域委員会設置条例(平成16年北杜市条例第34号)第4条第1項第3号の規定に基づき、次に掲げる事務を委任するときは、地域委員会に諮った上で行うものとする。

(1) 市長の定める予算の範囲内において、次に掲げる事項の使途案を決定すること。

- ア 地域の特色を活かし、自主性に富むイベントの開催に関する事。
- イ 有価物のリサイクル、廃棄物の不法投棄防止等環境保全に関する事。
- ウ 子育て支援、福祉ボランティア活動支援等福祉に関する事。
- エ 地域性を重視した市民交流に関する事。
- オ 地域の特殊性に根づいたまちづくり活動等の支援に関する事。
- カ その他市長と地域委員会が協議して定める事。

(その他)

第3条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。